

下野市路上喫煙の防止に関する条例施行後の経過について

○令和3年6月1日 下野市路上喫煙の防止に関する条例施行。

- ・指定喫煙所（灰皿）は3駅すべて東口に集約した。

○実態調査

1日3回（午前7時半～8時半、午後1時～2時、午後5時半～6時半）

- ・令和3年度

12月16日（木）	石橋駅	喫煙率	東口 8.99%	西口 0.23%
12月20日（月）	小金井駅	喫煙率	東口 4.38%	西口 0.43%
12月23日（木）	自治医大駅	喫煙率	東口 3.42%	西口 0.29%
- ・令和4年度

6月21日（火）	小金井駅	喫煙率	東口 6.85%	西口 0.00%
6月22日（水）	自治医大駅	喫煙率	東口 1.48%	西口 0.00%
6月23日（木）	石橋駅	喫煙率	東口 8.00%	西口 0.08%

※喫煙率＝3回分の喫煙者数÷3回分の駅通過者

○考察

- ・指定喫煙場所（灰皿）がある東口では、10%未満の人々が喫煙を行っていた。
- ・指定喫煙場所（灰皿）がない西口では、ほぼ全員がルールを守っていた。

○寄せられた苦情

- ・令和3年度 17件 内容：灰皿の撤去希望、煙の受動喫煙による不快。
駅のホームに煙が流れる。
- ・令和4年度現在 7件 内容：灰皿の撤去希望、煙の受動喫煙による不快。
駅のホームに煙が流れる。
望まない受動喫煙のため、市を相手に訴訟を起こす。
※1件だけ石橋駅西口に灰皿を設置して欲しい要望あり。

○公的機関から市への依頼

- ・JR東日本大宮支社企画室から、市総合政策課へメールにて、JR利用者からの灰皿の移設要望を受けた。
- ・JR小金井駅担当者から、JR利用者の苦情並びに灰皿の撤去要望を受けた。
- ・県南健康福祉センター健康対策課から、指定喫煙場所取り消しの検討依頼連絡を受けた。

○苦情に対する対応

- ・令和4年2月1日 石橋駅東口灰皿を建設課と移設した。